

## 平成 18 年度 南島原市個人情報保護制度運用状況

I.南島原市個人情報保護条例第 7 条の規程により、実施機関は、個人情報の収集に係る事務を新たに開始、変更するとき又は廃止するときは、市長に届出なければならないこととなっています。

届出なければならない事項は、事務の名称、目的その他必要な事項となっています。

平成 18 年度の届出状況は、表 1 のとおりです。

表 1

実施機関名	届出件数				届出事務数 (平成 19 年 3 月 31 日現在)
	開始	変更	廃止	計	
行革推進室	1	0	0	1	1
総務部	8	0	0	8	8
地域振興部	3	0	0	3	3
企画部	7	0	0	7	4
市民生活部	4	0	0	4	4
福祉保健部	18	0	0	18	18
農林水産部	2	0	0	2	2
建設部	1	0	0	1	1
水道部	0	0	0	0	0
教育委員会	19	0	0	19	19
選挙管理委員会	8	0	0	8	8
監査委員	1	0	0	1	1
農業委員会	1	0	0	1	1
固定資産評価審査 委員会	1	0	0	1	1
議会	0	0	0	0	0
計	74	0	0	74	74



### Ⅲ.非開示(一部開示)理由別内訳

平成 17 年度、平成 18 年度はありませんでした。

### Ⅳ.写しの交付件数

平成 17 年度、平成 18 年度はありませんでした。

### Ⅴ.口頭による開示実施状況

平成 17 年度、平成 18 年度はありませんでした。

※ 実施機関が定めた保有個人情報については、口頭による開示を行うことができます。

### Ⅵ.訂正請求・利用停止請求の件数及び処理状況

平成 17 年度、平成 18 年度はありませんでした。

### Ⅶ.南島原市個人情報保護審議会に意見を求める案件の処理件数

平成 17 年度、平成 18 年度はありませんでした。

### Ⅷ.不服申立ての状況

平成 17 年度、平成 18 年度はありませんでした。